

議案第72号

福岡市文化財保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、文化財保護法の一部改正に伴い、国の登録無形文化財及び登録無形民俗文化財について、市の登録制度の対象から除外する必要があるによる。

福岡市文化財保護条例の一部を改正する条例

福岡市文化財保護条例（昭和48年福岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「第57条第1項」の次に「，法第76条の7第1項」を、「第90条第1項」の次に「，法第90条の5第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。